

フィンランドにおける2012年資本所得税改革と再分配効果

野 村 容 康

要 旨

本稿では、2012年にフィンランドで導入された資本所得に対する累進課税に注目し、この新たな税制が、改革の目的である所得再分配機能の強化にどの程度貢献したのかについて、主に Statistics Finland の所得階級別データを利用して検証した。

分析の結果、所得税全体の再分配効果（レイノルズ＝スモレンスキー係数）は、2010年代を通じて僅かながら上昇しており、そのほとんどが資本所得税によるものであった。資本所得の平均実効税率も、この間確実に高まっており、この点で、2012年の改革は、個人の資本所得課税の強化には一定程度つながったとみることができる。

しかしながら、資本所得税の累進度（カクワニ係数）についてみると、2012年を挟んで明らかに下がっており、この税の直接的な再分配効果は必ずしも改善されたとはいえない。そうした背後には、異時点間における実現キャピタルゲインの調整を通じた、高所得層による租税回避行動があったことが想定される。特に、短期的な効果として、改革前後に最高所得層における資本所得税の実効税率がほとんど変化しなかったことは、付加的な超過累進税率によってこの税の再分配機能を高めるには一定の限界があることを示唆している。その意味で、この種の税制をより慎重に見極めるには、所得分配面での分析にとどまらず、他方で、中立性の観点から、個人と法人の行動に与える影響を検証して、その超過負担の実態を明らかにする必要がある。

目 次

- | | |
|---------------------|-------------------|
| I. はじめに | 3. 2012年改革とその後 |
| II. 従来の資本所得税制と改革の背景 | III. 二元的所得税の再分配効果 |
| 1. 2000年代の配当所得税制 | 1. 所得分配の変化と再分配効果 |
| 2. Hetemäki 報告 | 2. 格差拡大の決定要因 |

- 3. 所得再分配効果の変化
- IV. 2012年改革の短期的効果
- 1. 改革前後の資本所得税の効果

- 2. 所得階級別の実現キャピタルゲイン
- 3. 所得階級別の資本所得税率
- V. むすび

I. はじめに

1990年代以降、先進諸国で実施された税制改革において大きな潮流を形成したのが、北欧で誕生した「二元的所得税 (Dual Income Tax)」である。もともこの税制は、デンマークにその思想上の起源をもつといわれるが、90年代はじめにスウェーデン、ノルウェー、フィンランドで相次いで導入され、その後これら三国で定着したことなどから、ヨーロッパ各国における租税政策上の重要なロールモデルとみなされるようになった (OECD [2010])¹⁾。

二元的所得税の最大の特徴は、勤労所得に対する累進課税と切り離された、低率でフラットな資本所得税 (法人所得税を含む) の位置づけにある。ここで個人の資本所得税率、法人所得税率、さらには勤労所得の最低税率がすべて等しく設定されるなどの条件を満たした仕組みが、効率性と簡素の点から推奨され、しばしば「純粋な二元的所得税」と呼ばれている²⁾。主たる再分配の役割を勤労所得税に委ねる一方で、とりわけグローバル経済の下で移動性が高まった資本へのマイナスの誘因を最小限に止めることで、公平性と効率性の両立が企図されたのである (馬場 [2005])。

北欧三国の中では、最後にこの制度に移行したフィンランドでも、当初は純粋な二元的所得税に近い体系を維持していた (図表1)。しかし、その後、EU 域内における租税競争上の圧

力から法人税率の引下げを余儀なくされるなかで様々な改革が実施され、現在では初期の姿からはいくぶん離れた仕組みとなっている。

特に2012年には、純粋な二元的所得税の重要な条件である資本所得への定率課税が改定され、基本税率の引上げとともに、一定の金額を超えた部分に課せられる新たな付加税率が導入されることになった。つまり、個人の資本所得については、勤労所得との分離課税は維持されたものの、従来の比例課税方式から累進課税方式への転換が図られたのである。

このような改定が行われた背景には、近年の同国における経済格差の拡大と、不平等をもたらした要因の1つとしての現行所得税制への批判がある。実際、1990年代以降、資本所得の富裕層への集中が所得格差の拡大傾向を強めており、そうした状況が資本所得税の定率比例課税に起因する要素が小さくないとみられるようになった。もっとも二元的所得税が格差の拡大を助長したという実証的な根拠は必ずしも明らかでないが、少なくとも資本所得課税の累進化には、格差拡大への対抗手段として、個人所得税の再分配機能を強化しようとする政策当局の意図があったのである。

このような問題意識から、本稿は、北欧における二元的所得税の実態の一端を明らかにすべく、近年フィンランドで導入された資本所得への累進課税に注目して、これを所得再分配機能の観点から検証する³⁾。以下のIIで、これまでの同国での資本所得税の変遷を概観しながら、

2012年改革が実施された背景について説明する。続くⅢで、Statistics Finland の所得階級別データを利用して、主に2000年代以降の同国における所得分配の変化とその要因を分析するとともに、二元的所得税の再分配効果を勤労所得と資本所得に分けて推計する。Ⅳで、この間、資本所得税の再分配効果が変化した要因を探るべく、改革が個人投資家の行動に与えた短期的な効果について考察し、Ⅴのむすびで若干の含意を述べる。

Ⅱ. 従来の資本所得税制と改革の背景

1. 2000年代の配当所得税制

フィンランドでは、1993年に二元的所得税が

導入されて以降、個人の資本所得は原則として25%の比例税率の下で一体的に課税されるようになった。そうしたなか、特に法人所得にかかる二重課税が問題となる、上場法人株式の配当については、当初、完全なインピュテーション方式に従って、法人税の負担が排除された（図表1）。他方、非上場法人の所得は、法人オーナーによる租税節約を防ぐためのsplitting制度に基づき、企業保有純資産に9.585%の機会収益率を乗じた部分を配当所得とみなし、これを超える部分には累進的な勤労所得税が課せられていた。

ところが、インピュテーション方式については、90年代以前にはヨーロッパにおける代表的な配当二重課税調整方法として珍しくなかったものの、EUの誕生後は、同条約に規定される非差別条項⁴⁾によりその存続が困難となった。

図表1 北欧三国における二元的所得税体系

	スウェーデン		ノルウェー		フィンランド	
導入年／現行	1991年	2019年	1992年	2019年	1993年	2019年
個人所得税						
ー 労働所得 ¹⁾	31－51%	32－57%	28－41.7%	23.9－38.2%	25－56%	26－51%
ブラケット数	3	3	3	5	6	4
ー 資本所得	30%	30%	28%	25%	25%	30－34%
マイナスの資本所得	資本所得税率を乗じた分を労働所得税から税額控除可 ²⁾		労働所得も含めた「通常所得」の範囲で控除可 ³⁾		資本所得税率を乗じた分を労働所得税から税額控除可 ⁴⁾	
法人所得税	30%	21%	28%	22%	25%	20%
二重課税の調整						
ー 配当	Annel 控除 ⁵⁾	なし	インピュテーション方式 RISK 方式	株主モデル	インピュテーション方式 なし	部分課税方式 なし
ー 内部留保	SURV ⁶⁾	なし				
相続税・贈与税 ⁷⁾	10－30%の3段階	2004年から廃止	8－20%の2段階	2014年から廃止	6－14%の9段階	7－19%の5段階
純資産税 ⁸⁾	一定額超に1.5%	2007年から廃止	0.1－0.3%の2段階	一定額超に0.85%	500Fmk プラス 一定額超に0.9%	2006年から廃止

(注) 1) 社会保障拠出分を除き、地方所得税率（平均）を含めた数字。

2) 株式キャピタルロスと株式キャピタルゲインとのみ通算可。ネット株式キャピタルロスはその70%が他の資本所得と通算可。

3) 通常所得はすべての所得を合算したもので、実質的に労働所得税の最低税率となる比例税率が適用される。

4) キャピタルロスはキャピタルゲインとのみ通算可。2012年以降、負債利子控除については一定の制限あり。

5) 新規発行株式を対象にその発行収入の10%まで支払い配当の控除が可能。

6) 株式資本の純増加についてその30%分まで控除が可能。

7) 各国左欄の制度は1993年時点のもの。各国ともすべて相続人が被相続人の直系親族の場合で、相続人が兄弟姉妹やそれ以外の者の場合は異なる制度が適用。

8) 各国左欄の制度は1993年時点のもの。

〔出所〕Sørensen (1998), IBFD (1993) *European Tax Handbook 1993*, PriceWaterhouseCoopers, *Worldwide Tax Summaries* の各国ウェブサイトより作成

これは、同方式の下で、インピュテーション税額控除が一般に外国株主には適用されないからであり、EEA（ヨーロッパ経済地域）に加盟するノルウェーとともに、EUの一員であるフィンランドも国際ルールへの対応を迫られることになった。

これを受けて2005年に実施された税制改革では、従来のインピュテーション方式が配当の部分課税方式（受取配当の70%のみ課税）に取って代わられるとともに、法人所得税率と個人の資本所得税率が双方ともに引き下げられた。同時に、非上場法人所得に対する splitting 制度も改定され、配当を計算する際の機会収益率が9%に引き下げられるなかで、新たに9万ユーロの基礎控除が創設された。そして法人所得のうち、同収益率を超える金額は、その70%が勤労所得として累進課税の対象とされたのである。

たとえば、ある法人が所有する純資産が120万ユーロで、この企業の同年における所得が15万ユーロであったとしよう。このとき、純資産額に9%を乗じた10.8万ユーロのうち9万ユーロを超える1.8万ユーロが配当所得として資本所得税（28%）の対象となり、現実の所得である15万ユーロのうち10.8万ユーロを超える4.2万ユーロが同法人オーナーの勤労所得として累進税率が課せられることになる。

2. Hetemäki 報告

改定された資本所得税制については、政府の税制検討ワーキンググループが、2010年6月に公表した報告書で2つの問題点を指摘した（Hetemäki 報告）。1つが法人課税と個人課税とのバランスに係る。報告によれば、法人所得税は、多国籍企業がフィンランドへの投資

と利益計上を行おうとする動機をくじいてはならない。もし法人税率が高すぎると、国内資本ストックの減少と労働生産性の低下を招き、これにより経済成長を損なうばかりか、長期的には税負担が国内労働者に転嫁されてしまう。それに対して、個人段階での資本所得税は、国際資本市場からの資金調達が可能な大企業に対して、その実物投資や生産性に与える影響が小さい。こうした観点から、報告は、今後の改革にあたっては、資本所得課税の比重を法人段階から個人段階にシフトさせていくべきとした。

2つ目が非上場株式の配当に関する課税問題である。報告は、新たな splitting 制度が配当金の支払いや純資産の増加への強い誘因を法人オーナーに与えることで、中小法人の生産的な投資活動を妨げている点を重くみる。同グループの調査によると、当時、フィンランド非上場法人の約4割が、保有純資産のちょうど9%までの配当金を支払っていた。加えて、法人が純資産を積み増しするにあたっては、内部資金が減価償却を伴う機械・設備などの実物資産ではなく、保有コストがほとんどかからない証券や不動産の購入に向けられる傾向にあった。

以上の考察に基づき、ワーキンググループが最終的に政府に提出した、資本所得課税に関する改革案は、①法人税率の引下げ（当時26%から22%へ）、②個人の資本所得税率の引上げ（当時28%から30%へ）、③上場企業の配当に係る部分課税方式の廃止、④非上場法人の配当について現行の基礎控除を撤廃したうえで、機会収益率に相当する部分（正常収益）はその35%を資本所得に算入し、機会収益率を超える部分（超過収益）は全額、資本所得として追加課税の対象とする、というものであった。

これらの提案で特筆すべきは、非上場法人所

得への課税にあたって、非上場株式の配当を他の資本所得とほぼ同等に扱いながら、既存のsplitting制度の下で顕著であったとされる、資本所得から勤労所得への転換を通じた租税回避を困難にしているという点である。というのも、非上場法人オーナーの所得のうち、正常収益の部分（資本所得相当）には、引き上げ後の資本所得税率（30%）と同水準の、法人税負担を含めた30.2%（ $=0.22 + (1 - 0.22) \times 0.35 \times 0.3$ ）の実効税率がかかる一方で、超過収益の部分には、同報告が提案する勤労所得の最高税率にほぼ等しい水準となる45.4%（ $=0.22 + (1 - 0.22) \times 0.3$ ）が課せられることになるからである。法人税と勤労所得税の負担を考慮することで、所得転換の誘因を排除することが企図されたのである。

3. 2012年改革とその後

Hetemäki 報告で示された改革案は、2011年6月の政権交代によって事実上棚上げの状態とされたが、新たに発足した6党連立内閣は、資本所得課税の分野では、改革案の骨格を継承する形で、①法人税率の24.5%への引下げ、②非上場株式の配当に係る基礎控除の6万ユーロへの引下げ、③通常の個人資本所得税の引上げ、④住宅ローン利子控除の制限（75%）、を翌年から実施することを決定した。

このなかで特に注目されるのが、③においては、報告で提案された30%への標準税率引上げに加えて、5万ユーロを超える所得に課せられる、32%の付加税率の創設が含まれていたことである。これは、個人の資本所得に対して2段階の累進税率を適用することに他ならず、それまで北欧型二元的所得税の下で、中立性優先の立場から進められてきた、フィンランドにおけ

る資本所得税政策の重要な転換を意味している。

こうした革新的な改革を主導したのが、新たなKatainen 政権の財務大臣に就任したUrpilainenである。彼女は、社会民主党党首の立場から、かねてより定率の資本所得税を採用する同国が高額の資本所得を得る富裕層にとってタックスヘイブン化しているとして、累進的な資本所得税の採用を強く主張していた⁵⁾。こうした主張の根拠とされたのが、近年の国内における所得不平等の拡大が一部の最富裕層における資本所得の急激な増大とその集中によって強められているという一連の研究成果である（Riihelä et al. [2008], Riihelä et al. [2010]）。さらに、そうした資本所得の集中化の誘因となったのが、定率かつ低率な資本所得税によって特徴づけられる北欧型二元的所得税であるというこれら研究者の見方も、新政権による個人資本所得課税の強化を後押ししたものと考えられる。

2012年以降においても、個人の資本所得に対しては、税制の再分配機能を重視する観点から、基本的に課税を強化する方向で改革が実施されてきている⁶⁾。法人税を含む資本所得課税の今日までの改定ポイントを整理すると、以下のようなになる。

第1に、2段階の累進資本所得税については、14年以降、付加税率が適用される所得水準が段階的に引き下げられる（14年：4万ユーロ、15年：3万ユーロ）とともに、付加税率の水準も15年に33%、16年に34%まで引き上げられた。

第2に、14年に配当課税の大幅な強化が実施された。まず上場株式の配当について、課税資本所得となる割合が70%→85%に引き上げられたことに加え、非上場株式の配当に適用される基礎控除がついに撤廃された。これに伴って、

非上場法人の純資産の8%を限度とする配当は、15万ドルまでが配当金額の25%、15万ドル超の部分はその85%が資本所得扱いとなり、8%を超える配当について、その超過額の75%が勤労所得の扱いとなった。これにより、それまで非課税とされた9万ユーロまでの非上場株式の配当についても、個人段階で7.5% ($=0.25 \times 0.3$) の税率がかかるようになった。

第3に、これらの配当課税改革と並行して、同じ年に、法人所得税率が20%に引き下げられた。その結果、非上場法人オーナーの所得にかかる限界実効税率は、仮に勤労所得税の最高税率が50%であれば、法人税を含めてちょうど同じ水準 ($=0.2 + (1 - 0.2) \times 0.75 \times 0.5$) となる。

Ⅲ. 二元的所得税の再分配効果

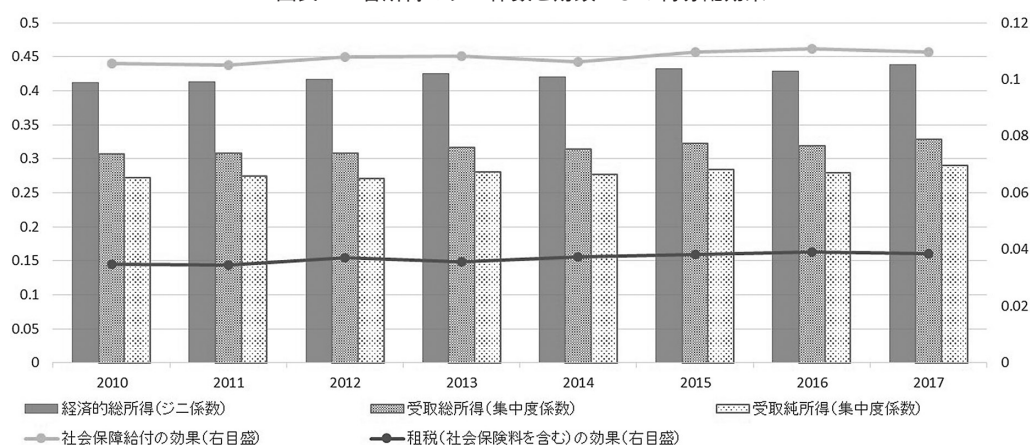
1. 所得分配の変化と再分配効果

では、上述のような税制改革を背景として、

フィンランドの累進的資本所得税は、果たして当局の狙い通り、所得税の再分配効果を高めたのだろうか。もしそうであれば、どの程度再分配機能の向上に寄与したのだろうか。以下では、こうした点について、Statistics Finland が公表する Income Distribution Survey における所得十分位階級別データを使って検討する。

図表2は、2010年以降における各所得概念に関する不平等度をあらわす集中度係数の推移ならびに社会保障給付と租税による再分配効果を表している。経済的所得の集中度係数（ジニ係数）が、10年の0.41から17年の0.44まで上昇するのに併せて、受取純所得、受取総所得ともにこの間、同係数が上昇している点から、2010年代に入ってもなお、所得格差の拡大が続いていることがわかる（1990年時点の当初所得の集中度係数は0.35程度）。そうしたなか、財政を通じた再分配効果を社会保障に基づく部分と税に基づく部分とに分けると、おおよそ前者が後者

図表2 各所得のジニ係数と財政による再分配効果



(注) 図表内の各指標は以下のように定義される。経済的総所得＝当初所得、受取総所得＝社会保障給付後の所得、受取純所得＝受取総所得から税と社会保障負担を控除した可処分所得、社会保障給付の効果＝経済的総所得の集中度係数－受取総所得の集中度係数、租税の効果（レイノルズ＝スモレンスキー係数）＝受取総所得の集中度係数－受取純所得の集中度係数

〔出所〕 Statistics Finland 各データより算出。特に断わらない限り、以下の図表の出所も同じ。

図表3 ジニ係数(経済的総所得)の要因分解

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
勤労所得	集中度係数	0.416	0.412	0.418	0.424	0.423	0.432	0.432	0.440
	所得シェア	0.749	0.748	0.760	0.745	0.741	0.735	0.733	0.722
	寄与度	0.311	0.308	0.318	0.316	0.313	0.318	0.317	0.318
資本所得	集中度係数	0.389	0.406	0.397	0.422	0.403	0.432	0.420	0.427
	所得シェア	0.189	0.190	0.181	0.197	0.205	0.214	0.216	0.228
	寄与度	0.074	0.077	0.072	0.083	0.082	0.093	0.091	0.097
事業所得	集中度係数	0.445	0.458	0.455	0.444	0.457	0.439	0.429	0.470
	所得シェア	0.061	0.061	0.059	0.057	0.054	0.051	0.051	0.050
	寄与度	0.027	0.028	0.027	0.026	0.025	0.022	0.022	0.024
合計所得	ジニ係数	0.412	0.414	0.416	0.425	0.421	0.433	0.429	0.439

(注) 各種所得の寄与度(=集中度係数×所得シェア)の合計=総所得の集中度(ジニ)係数

の3倍であり、いずれもこの間、緩やかに上昇している。

2. 格差拡大の決定要因

以上のような最近における所得格差の拡大は、どのような要因に起因するのだろうか。図表3は、経済的総所得のジニ係数を、総所得を構成する要素所得別に要因分解した結果である。これは、総所得の不平等が、①各所得それ自体の不平等と②その所得シェア、の積によって決まることを表している。各所得の寄与度の推移を比べると、この間の所得格差の拡大は、そのほとんどが資本所得の不平等化によって説明されることがわかる。確かに、勤労所得の集中度係数もある程度上昇しているが、その所得シェアが下がることで、総所得の集中度係数に与える効果が減殺されている。それに対し、資本所得は、集中度係数の上昇(0.39→0.43)と所得シェアの拡大(0.19→0.23)という両者の要因によって、所得不平等への寄与度を高めることになった。

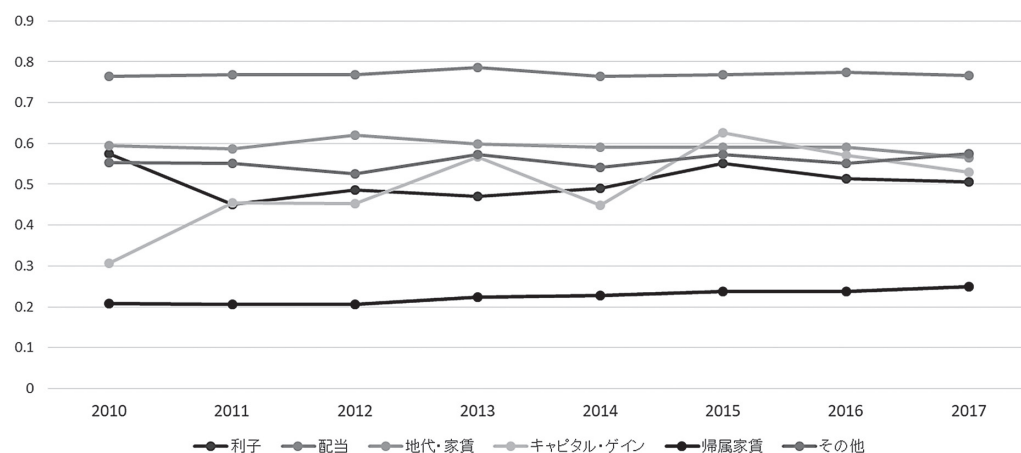
では、格差拡大の大部分が資本所得に基づく

ものであるならば、具体的にどのような資本所得の影響が強かったのであろうか。資本所得別の集中度係数を示した図表4によると、全体として、配当所得の不平等度が最も高く、帰属家賃は緩やかな上昇傾向にあるものの、これら所得項目の中では最も平等に分配されている。キャピタルゲインについては、年度間の変動が大きいのが見て取れる。一方、図表5で、これら所得の構成比をみると、配当のシェアはこの間19%から18%へと推移しているのに対して、資本所得の中では約半分のウェイトを占める帰属家賃については、51%から54%に上昇している。キャピタルゲインのシェアは9～13%で、集中度係数と同様に年度間の変化が大きい。

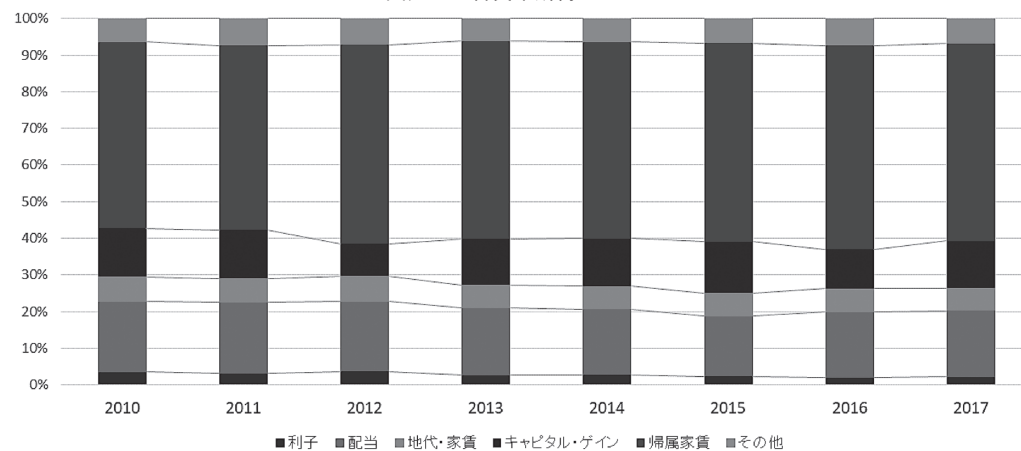
ここでも、各種所得の集中度係数と所得シェアの積である寄与度(図表6)によって資本所得全体への効果を測ると、10年～17年を比較して格差拡大の主因であったのが帰属家賃とキャピタルゲインであり、この間における資本所得のジニ係数の変化のそれぞれ76%と75%を説明する。特に帰属家賃は、都市・地方間格差の拡大を背景に、トレンドとして集中度係数と所得

フィンランドにおける2012年資本所得税改革と再分配効果

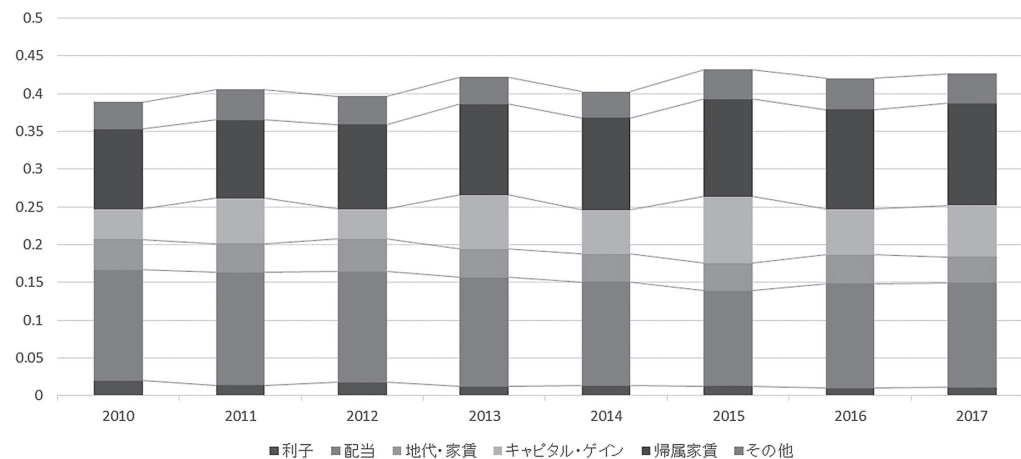
図表4 資本所得別の集中度係数



図表5 各資本所得のシェア



図表6 各資本所得の寄与度



(注) 各種所得の寄与度 (=集中度係数×所得シェア) の合計=資本所得の集中度係数

シェアを同時に高めたことが資本所得の格差拡大に寄与することになった⁷⁾。

3. 所得再分配効果の変化

では、以上のような資本所得の不平等化トレンドに対して、近年強化された資本所得課税は、どれほどの再分配機能を発揮したのであるか。図表7は、Kristjansson [2010] に従って、二元的所得税全体の再分配効果を、各所得税の累進度・平均税率と所得シェアなどに分解した結果を示している⁸⁾。2012年改革を跨ぐ2010年から17年までの変化を確認すると、所得税全体の再分配効果が0.016から0.018に上昇するなかで、資本所得税は0.003から0.004へと高まっている。資本所得税の間接効果がプラス要因として作用している、勤労所得税の効果が変化していない、といった点を考慮すれば、この

間、所得税の再分配機能が僅かながら高まったのは、資本所得税によるものであったとみることができる。

しかし、資本所得税の直接効果を要因分解すると、興味深い事実が明らかとなる。つまり、平均税率が高まっているのはこの間の増税によって理解できるが、累進度については明らかに下がっていることである。この点で注意すべきは、この表の資本所得税に関する効果は、分母に課税対象とならない帰属家賃が含まれていることである。

実は、帰属家賃は、各種資本所得の中では最も格差が小さいため、この所得が非課税であることから、資本所得税全体としての累進性を高める効果をもっている。これは、定額の基礎控除が所得課税の累進度を高める機能を有するのと同じである。しかし、先に見たとおり、近年

図表7 所得税の再分配効果に関する要因分解

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
再分配効果	0.016	0.017	0.017	0.017	0.017	0.018	0.018	0.018
直接効果	0.016	0.016	0.017	0.016	0.017	0.017	0.017	0.017
勤労所得税	0.013	0.013	0.014	0.013	0.013	0.014	0.014	0.013
累進度	0.346	0.350	0.372	0.339	0.338	0.349	0.366	0.374
平均実効税率	0.043	0.043	0.043	0.047	0.046	0.047	0.045	0.041
所得シェア	0.851	0.849	0.858	0.847	0.842	0.836	0.836	0.824
資本所得税	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004
累進度	0.274	0.261	0.252	0.197	0.221	0.215	0.215	0.234
平均実効税率	0.080	0.087	0.083	0.095	0.102	0.103	0.097	0.100
所得シェア	0.149	0.151	0.142	0.153	0.158	0.164	0.164	0.176
間接効果	0.000	-0.001	0.000	-0.001	-0.001	-0.001	-0.001	-0.001
勤労所得要因	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
資本所得要因	-0.002	-0.002	-0.002	-0.002	-0.003	-0.003	-0.003	-0.003

(注) 所得税全体の再分配効果＝直接効果－間接効果、勤労（資本）所得税の効果＝累進度×平均実効税率×所得シェア、再分配効果は、図表1と同じく、課税前所得のジニ係数－課税後所得のジニ係数で算出される。累進度は、当該税額の集中度をジニ係数と同様の手法によって算出したもの（カクワニ係数）で、数値が高いほど税額が不平等に（＝累進的に）分布していることを表している。間接効果とは、勤労所得と資本所得の分布の相対的關係が課税前後でどのように変化するかで決まる。課税後の所得比率が課税前に比べて低下するほど、全体の再分配効果に対しプラスに作用する。

における帰属家賃の不平等度と所得シェアの高まりは、帰属家賃非課税がこうした累進性に貢献する作用を弱めることになった。実際、資本所得から帰属家賃を除いて、資本所得税の効果を改めて推計すると、その累進度は、2012～2017年にかけて0.029→0.031に僅かながらも上昇したことがわかる。また、容易に予想されるように、このとき平均実効税率も分母の縮小によって0.19→0.24と上昇し、2012年以降の限界税率の引上げが一定の資本所得税負担の増大につながったことが確認できる。

IV. 2012年改革の短期的効果

1. 改革前後の資本所得税の効果

帰属家賃を除いた資本所得税の累進度が2012年以後に僅かながら上昇したとはいえ、資本所得税の累進化が実現した12年や翌13年の累進度は、それ以前に比べると顕著に低い。先と同様に、帰属家賃を除いて推計したケース（図表8）でも、改革前後の累進度は、0.09（10年）→0.06（11年）→0.03（12年）と推移している。一方、同様のケースで、資本所得のシェアは0.08（11年）→0.07（12年）に低下したことで、平均税率はこの間上昇してはいるとはいえ、間接効果を含めた再分配効果は、このとき

図表8 資本所得税の再分配効果（帰属家賃を除いたケース）

	2010	2011	2012
再分配効果（合計）	0.0060	0.0065	0.0058
直接効果	0.0012	0.0009	0.0004
累進度	0.0892	0.0616	0.0291
平均実効税率	0.1716	0.1853	0.1944
所得シェア	0.0815	0.0831	0.0725
間接効果	-0.0047	-0.0056	-0.0054

の資本所得税の増税にも関わらず、11年から12年にかけて縮小することになったのである。

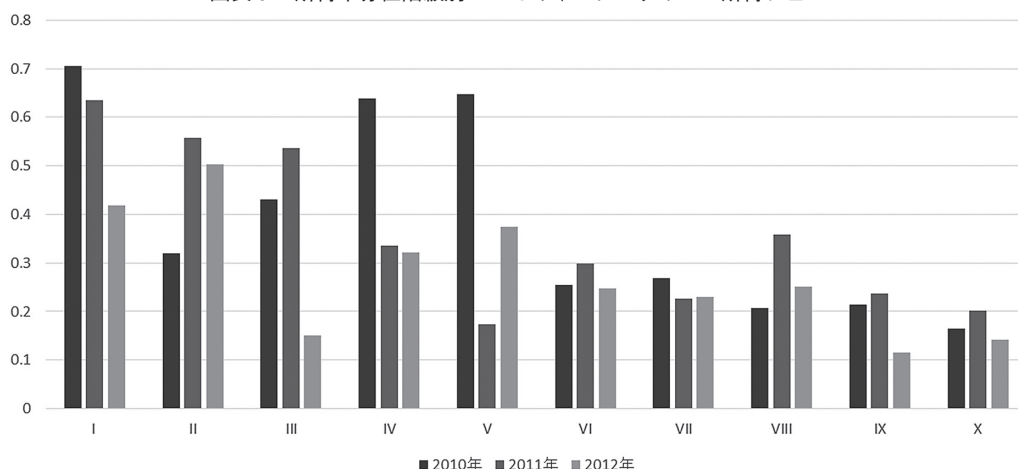
なぜ、このとき資本所得税の累進度は低下し、再分配効果が落ち込んだのだろうか。この点を集計データから詳細に解明するのは困難であるように思われるが、1つの大きな要因としては、税制改革を挟んで異時点間の代替効果が作用したことが考えられる（Saez et.al. [2012]）。特にキャピタルゲインについては、資産の売却時点ではじめてその利益が課税対象となる（あるいは損失が控除の対象となる）という特性から、資本所得の中では個人が裁量的に実現を操作しうる典型的な所得といえる。当然ながら、12年に資本所得税率が引き上げられる前に、株式など保有資産の含み益を実現しようという誘因が働いたはずである。

いま1つの可能性としては、同様の資本所得税の累進化とともに、非上場株式配当への課税が強化される前に、9万ユーロの非課税枠を最大限利用するために、非上場法人オーナーが自身への配当を増やすといった調整行動が考えられる。あるいは、上場法人であっても、株主の税引き所得を拡大する観点から、11年中に配当支払いを増加させた可能性がある。

2. 所得階級別の実現キャピタルゲイン

こうした仮説を検証するために、図表9で、所得階級別にキャピタルゲインが資本所得に占める比率について、改革前後の変化をみると、最富裕層である第8分位から第10分位において、11年に前年よりもキャピタルゲインの実現を増やして、12年に減らしているという明確な動きが確認できる。こうしたパターンは、第2分位、第3分位、第6分位でも認められ、先の代替効果仮説の妥当性を示唆するものといえる。

図表9 所得十分位階級別にみたキャピタルゲインの所得シェア



(注) 資本所得は帰属家賃を除く。

ここで低所得層ほどキャピタルゲインのシェアが高い傾向にあるのは、当該所得階級が「総所得」で区分されており、これら世帯では勤労所得が低く、資本所得が総所得の大きな部分を占めているからである。反対に、高所得層でのキャピタルゲインのシェアが低くなっているのは、高所得層になるほど資本所得に占める配当の比重が顕著に高くなっているからである（第10分位階級の平均で配当のシェアは約5割）。

では、この時期の株価はどのように推移していたのであろうか。キャピタルゲインの主要な部分が株式の売却によるものと想定すれば、これらキャピタルゲインの実現が市場の動向に強く影響を受けた可能性は否定できない。そこで図表10で、ヘルシンキ証券取引所の代表的な株価指数（OMX Helsinki 25 Index）を確認すると、11年と12年の年変化率はそれぞれマイナス27%とプラス11%で、キャピタルゲインが11年に増加、12年に減少したのとは正反対の動きを示している⁹⁾。この点から、これら最高所得層によるキャピタルゲインを単に市況が反映したものと捉えるのは必ずしも適当ではないと考え

られる¹⁰⁾。

他方、配当所得については、図表11のとおりに、キャピタルゲインの実現に見られたようなはっきりした調整の動きは確認できなかった。その理由としては、ここでの階級別所得データの配当には上場株式と非上場株式の双方のものが含まれており、少なくとも上場株式の配当が株主にとっては基本的に受動的な所得であること、11年中の株式売却を通じて、買い換えを行わない個人の配当所得が減少したことなどが考えられる。とはいえ、マクロ統計をみる限り、国内法人全体の配当性向は、0.58（10年）→0.60（11年）→0.57（12年）と推移しており、税制改革が法人の利益分配の決定に影響を与えた可能性を疑わせるものとなっている¹¹⁾。

3. 所得階級別の資本所得税率

では、このような動きの結果として実現した資本所得にかかる実効税率は、階級別にどのように変化したのだろうか。この点を示した図表12から、図表9との明確な関係を見出すのは容易でないが、12年の改革を挟んで所得税の累進度

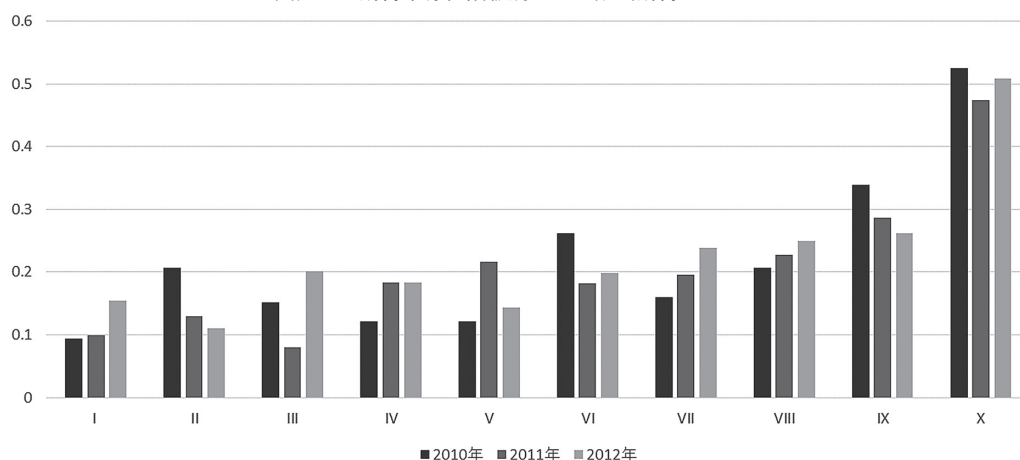
図表10 株価指数（OMX25）の推移



(注) ヘルシンキ証券取引所に上場する銘柄のうち、一定期間内における日時取引高の中央値を基準として最も取引高の大きい25銘柄で構成される、時価総額で加重平均された指数 (Nasdaq (2016) *Rules for the Construction and Maintenance of the OMX HELSINKI 25 INDEX*)。図の数値は日時ベースの終値。

〔出所〕 Nasdaq ウェブサイトより作成。

図表11 所得十分位階級別にみた配当所得のシェア



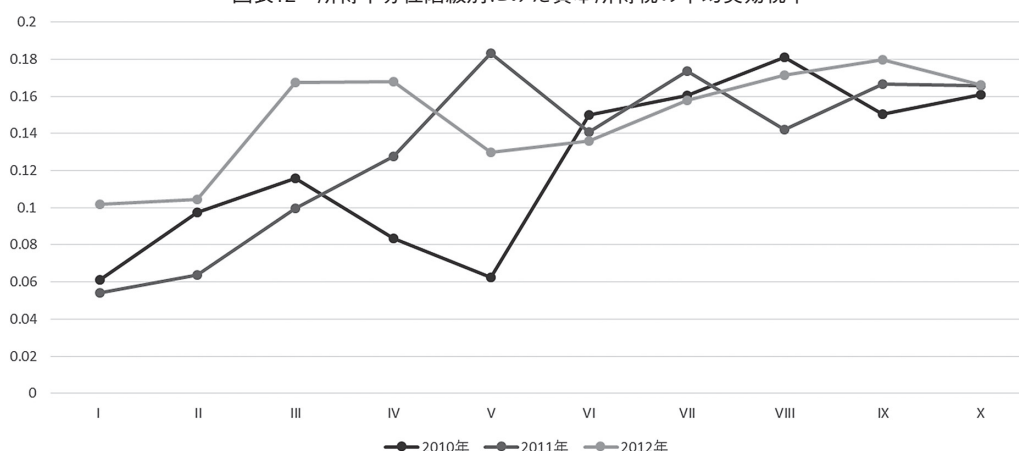
(注) 資本所得は帰属家賃を除く。

が下がった理由は明らかである。改革前に比べて、低所得層の実効税率が著しく上昇したのに対して、高所得層の税率が必ずしも上昇しなかったからである。第5分位から第7分位の階級では11年よりもむしろ12年の税率が下がっている。なかでも、重要な点は、最高の第10分位階級の実効税率がこの3か年ほとんど変化していないことである。

このように見てくれば、12年の資本所得税の増税は、少なくとも短期的な効果として、富裕層にかかる資本所得税の負担を引き上げること成功したとはいえないだろう¹²⁾。

他方、改めて第1分位から第3分位までの実効税率に注目すると、ほぼキャピタルゲイン実現の動きに対応するように、11年に低下し、12年にその低下分を上回るほど大きく上昇してい

図表12 所得十分位階級別にみた資本所得税の平均実効税率



(注) 資本所得は帰属家賃を除く。

る。なぜこのようなことが起きたのだろうか。そのカギは、少額キャピタルゲインの非課税措置にあるとみられる。

フィンランドでは、従来の住宅キャピタルゲインに対する免税に加えて、2006年に1,000ユーロまでの売却に基づくゲインを非課税とする制度が創設された。世帯ごとのキャピタルゲインが少額でも資本所得に占めるキャピタルゲインのシェアが高いこれらの層では、そうした少額非課税制度による減税効果が強く働く。そのため、当該税率が階級別の集計データで計算されていることから、これら低所得層におけるキャピタルゲインの増大は、それだけ非課税制度の利用件数を増やして（資本所得全体に占める非課税分の比重を高めて）実効税率を下げる方向に作用しやすい。逆に、キャピタルゲインの減少は、階級全体としての非課税分を縮小させることで、実効税率の上昇を引き起こすことになったと考えられるのである¹³⁾。

V. むすび

本稿では、2012年にフィンランドで導入され

た資本所得に対する累進課税に注目し、この新たな税制が、改革の目的である所得再分配機能の強化にどの程度貢献したのかについて検証を試みた。

1990年代以降、所得格差が拡大傾向にあるフィンランドでは、2010年代に入っても依然として不平等化が進行しつづけるなかで、分配の悪化が資本所得に起因する度合いも高まっている。資本所得の中では配当の不平等度が最も高いが、経年的には、近年、帰属家賃とキャピタルゲインの所得不平等への寄与度が上昇している。そうしたなかで、所得税全体の再分配効果は、10年代を通じて僅かながら上昇しており、そのほとんどが資本所得税によるものであった。特に全体としての資本所得の実効税率は、この間確実に高まっており、この点で、12年の改革は、資本所得課税の強化には一定程度つながったとみることができる。

しかし、12年を挟んで、資本所得税の累進度は明らかに下がっており、この税の直接的な再分配効果は必ずしも改善されたとはいえない。そうした背後には、異時点間における実現キャピタルゲインの調整を通じた、高所得層による

租税回避行動があったことが想定される。特に、短期的な効果として、改革前後に最高所得層における資本所得税の実効税率がほとんど変化しなかったことは、付加的な超過累進税率によってこの税の累進性を高めるには一定の限界があることを示唆している。資本所得にはキャピタルゲインや非上場株式の配当のように、意図的に操作可能な部分があるうえ、そうした所得のウェイトが高所得者ほど高くなっているからである。

近年、フィンランドのような、資本所得に対する軽度な累進税率を備えた二元的所得税は、「二元的累進所得税 (Dual Progressive Income Tax)」と称され、格差社会に適応した新たな税制として注目されている。だが、同国における2010年代の実態を見る限り、資本所得への累進課税は、この税の累進性の強化にはあまり貢献せず、少なからず個人と法人の意思決定を歪めて、資本市場の効率性を阻害している可能性がある。その意味で、この種の税制をより慎重に評価するには、所得分配の観点からの分析にとどまらず、他方で、中立性の観点から関連する経済主体の行動に与える影響を検証して、その超過負担の大きさを定量的に把握する必要がある。この点は今後の課題である。

【追記】本稿は、野村 [2019] を大幅に加筆修正したものである。本稿を含むフィンランド税制に関する研究にあたっては、獨協大学研究奨励費に基づく助成を受けた。記して感謝申し上げる。

注

- 1) たとえば、1997年のアイスランドでの資本所得の低率分離課税化、2001年のオランダにおける「ボックス税制」の導入、2008年のドイツにおける金融所得課税の一体化は、いずれも二元的所得税の理念に沿った税制改革であったとみられる。特に EU における資本所得課税の近

年の動向については、日本証券経済研究所 [2012]、252-253頁を参照。

- 2) Cnossen [2000]、pp.182-183を参照。「純粋な二元的所得税」が備えていなければならない他に条件としては、利子・ロイヤルティなどの資本収益への源泉課税、配当および留保所得に対する法人税との二重課税の排除、自営業所得と小規模法人所得に関する稼得所得と資本所得の分離課税ルール、が指摘されている。
- 3) フィンランド所得税の再分配効果に関する実証研究としては、これまで Saarimaa [2006]、Yla-Liedenpohja [2008]、Riihelä et al. [2010]、野村 [2014] などがあるが、2012年改革の効果を検証したものはいまだないと思われる。
- 4) EC 条約は、EU 加盟国間および EU 加盟国と第3国との間の証券取引等を含む国際間資本移動に対するすべての制約は禁止されるとして、国内資本と外国資本との間の非差別的扱いを規定する (Treaty on the Functioning of the European Union; Articles 63)。
- 5) YLE News “SDP Chair: Finland Tax Haven for the Wealthy”, 6.9.2009/updated 20.4.2012.
- 6) このような政策当局のスタンスは、相続税率の引上げにも反映されている。それまで7、10、13%の3段階の税率構造 (相続人が直系親族のケース) であったのが、2012年に新たに16%、翌年にさらに19%の付加税率 (最高税率) が相次いで創設された (図表1を参照)。
- 7) 帰属家賃と密接な関係のある中古住宅価格指数は、2010年から2017年にかけて、ヘルシンキ大首都圏で13.1%上昇したのに対して、大首都圏以外の地域ではマイナス0.2%とほとんど変化していない (Statistics Finland)。ただし、Saarimaa [2006] は、1995年から2002年までの家計レベルのミクロデータを用いて、帰属家賃が全体の所得不平等を僅かに緩和する効果を持っていたことを明らかにしている。この点を鑑みれば、帰属家賃が所得分配に及ぼす効果は2000年代半ばから今日までに、トレンドとして変化した可能性が考えられる。
- 8) 図表2の税による再分配効果が国税と地方税の所得税および社会保障負担が含まれているのに対して、ここでの再分配効果は国の所得税としての効果のみを取り出している。これは、地方所得税 (= 勤労所得税) については、地方自治体に税率設定権が与えられており、この間、地方所得税の制度が変化している可能性を考慮して、国税である資本所得税改革の効果に注目する本稿の狙いから、勤労所得税から除外している。
- 9) 特に2011年の株価下落は8月に起きたスペインとイタリアのソブリン危機により、欧米の株式市場が暴落したことが大きい。なお、2012年税制改革法案が議会に提出された日 (10月5日) や同法案が可決された日 (12月21日) に注目しても、特に株価の目立った変化は確認できない。
- 10) また、この間のヘルシンキ証券取引所上場株式の取引高をみると、10年から11年にかけて金額ベースでは0.4%の減少であったが、株数ベースでは20%増加している。この点も11年は、増税を目前にしての株式売却が増加した可能性を示唆している (Tilastokeskus, Suomen Tilastollinen Vuosikirja 2018, p.258を参照)。

- 11) 配当性向は、Statistics Finland より、現実の配当金額を純営業余剰で割った値として産出した。配当所得への効果という点では、2014年における配当課税引上げの効果が興味深い論点となるが、この間同時に法人税の引下げが行われているので、これらの効果（配当だけでなく、キャピタルゲインについてもあてはまる）が個人課税か法人課税のどちらによるものかを判別できないという問題がある。
- 12) 第10分位階級の資本所得に対する実効税率は、その後のさらなる税率引上げなどによって、2017年には0.21（帰属家賃を除く）まで高まっているが、第9分位では、逆に17年（0.14）には、増税前の10年よりも低下している。
- 13) 通常、定額の特例非課税枠（基礎控除）は、本文で触れたように、個々の低所得者の負担をより軽減することで、課税制度全体として累進度を高めることになるが、本稿が依拠したブルド・クロスセクションデータには、そうしたミクロの効果がユニット効果（件数の増減による効果）が加わることに留意する必要がある。

参 考 文 献

- 日本証券経済研究所 [2012] 『図説ヨーロッパの証券市場 2012年版』公益財団法人日本証券経済研究所。
- 野村容康 [2014] 「フィンランド二元的所得税の再分配効果」証券税制研究会編『金融税制と租税体系』日本証券経済研究所、67-98頁。
- 野村容康 [2016] 「フィンランドにおける2005年資本所得税改革と法人投資」証券税制研究会編『リスクと税制』日本証券経済研究所、69-94頁。
- 野村容康 [2018] 「北欧三国の二元的所得税—その導入から20年を経て」『税経通信』Vol.73, No.6, 109-118頁。
- 野村容康 [2019] 「フィンランドにおける二元的所得税の新展開—累進資本所得税の再分配効果」『証券レビュー』第59巻・第12号、72-91頁。
- 馬場義久 [2004] 「スウェーデンの二元的所得税—その到達点と日本への教訓—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所、1-30頁。
- 馬場義久 [2019] 「スウェーデンの投資・貯蓄口座—金融キャピタルゲイン税制の改革—」『証券レビュー』第59巻、第8号、59-74頁。
- Brys, B., S. Perret, A. Thomas & P. O' Reilly [2016], "Tax Design for Inclusive Economic Growth", *OECD Taxation Working Papers*, No.26, pp.1-66.
- Cnossen, S. [2000], "Taxing capital income in Nordic countries", in S. Cnossen ed. *Taxing Capital Income in the European Union - Issues and Options for Reform*, Oxford University Press, pp.180-213.
- Kristjansson, P.J. [2010], "Distributive effects in a dual income tax system", *University Iceland Working Paper*.
- Ministry of Finance [2010] *Final Report of the Working Group for Developing the Finnish Tax System* (Hetemäki 報告)。
- OECD [2010] *Tax Policy Reform and Economic Growth*.
- Riihelä, M., R. Sullström & I. Suoniemi [2008], "Tax Progressivity and recent evolution of the Finnish income inequality", *VATT Discussion Paper* 450, pp.1-22.
- Riihelä, M., R. Sullström & M. Tuomala [2010], "Trends in Top Income Shares in Finland", A. Atkinson & T. Piketty ed. *Top Income*, Oxford University Press, pp.371-447.
- Saarimaa, T. [2006], "Imputed Rents, Taxation and Income Distribution in Finland", Paper presented at the ENHR conference "Housing in an expanding Europe: theory, policy, participation and implementation", Ljubljana, Slovenia 2-5 July 2006.
- Saez, E., Slemrod, J. & Giertz, S. [2012], "The Elasticity of Taxable Income with Respect to Marginal Tax Rates: A Critical Review" *Journal of Economic Literature*, 50:1, pp.3-50.
- Sørensen, P.B. [1998] *Tax Policy in the Nordic Countries*, Macmillan Press (馬場義久監訳『北欧諸国の租税政策』財団法人日本証券経済研究所、2001年)。

Ylä-Liedenpohja, J. [2008], “Taxation of Income from Labor and Capital in Finland – Towards Greater or Lesser Equality”, *Tampere Economic Working Paper* 63, Department of Econom-

ics and Accounting in University of Tampere, pp. 1–14.

(獨協大学経済学部教授・当研究所客員研究員)